

第2次 津和野町男女共同参画計画

島根県津和野町

目次

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨 … 1
2. 計画の性格 … 1
3. 計画の基本理念 … 1
4. 計画の期間 … 2

第2章 計画策定の背景

1. 男女共同参画をめぐる背景 … 3

第3章 計画の内容

1. 計画の体系 … 4
2. 重点的に取り組む事項 … 5
3. 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会づくりに向けた社会制度・慣行の見直しと意識の改革 … 6
4. 基本目標Ⅱ 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進 … 10
5. 基本目標Ⅲ 家庭、職場、地域における男女共同参画の推進 … 13
6. 基本目標Ⅳ 個人の尊厳の確立 … 20

第4章 計画の推進

1. 庁内推進体制の充実 … 23
2. 関係機関、民間団体との連携 … 23
3. 計画の進行管理 … 23
4. 町民への期待 … 23
5. 数値目標 … 24

資料編

1. 津和野町男女共同参画計画策定委員会委員名簿 … 25
2. 津和野町男女共同参画計画推進庁内会議 … 26
3. 津和野町男女共同参画計画策定委員会事務局 … 26
4. 津和野町男女共同参画計画策定経過 … 27
5. 男女共同参画社会基本法 … 28
6. 津和野町男女共同参画推進条例 … 36
7. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 … 41
8. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 … 51

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

平成11年6月に、社会のあらゆる分野における男女共同参画への取組を総合的に推進していくことを目的に「男女共同参画社会基本法」が施行されました。この中で、「市町村は国、県の男女共同参画計画を勘案して市町村男女共同参画計画を定めるように努めなければならない」と明記されています。

津和野町では、平成21年9月に「津和野町男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進してきました。

その結果、男女共同参画への理解は少しずつ広がってきていますが、一方で固定的な性別役割分担意識も根強く残っており、女性に対する暴力も無くなっていません。

また、少子高齢化の急速な進展、人口減少、長時間労働などにより仕事と生活の調和を図ることが難しい実態があるなど新たに生じた課題への取組も必要になってきました。

このような中、様々な社会情勢やこれまでの津和野町での取組等をふまえ「第2次津和野町男女共同参画計画」を策定し、引き続き総合的、計画的に施策を展開していきます。

2. 計画の性格

- (1) この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画、津和野町男女共同参画推進条例第9条に基づく男女共同参画計画として位置付けます。さらに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3に基づく市町村基本計画であり、基本目標ⅡおよびⅢに係る部分については「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条に基づく市町村推進計画として位置付けるものです。
- (2) この計画は、国、県の男女共同参画計画を踏まえ、当町の基本構想及び各種計画との整合性を図り、施策の基本的方向とその具体的推進策を示すものです。
- (3) この計画は、行政が主体的に取り組むべき施策のほか、町民や各種団体・事業所等の取組を要請するものです。

3. 計画の基本理念

男女共同参画とは、男女が性別に関係なく個人として尊重され、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、社会や家庭の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、ともに責任を担うことをいいます。

男女共同参画社会は、男女の個人としての尊厳が尊重され、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保される社会です。

本計画は、男女共同参画社会基本法に示された、男女共同参画社会の形成についての4つの基

本理念を、計画の基本理念としています。

- (1) 社会における制度または慣行についての配慮
- (2) 政策等の立案及び決定への男女共同参画
- (3) 家庭生活における活動と他の活動の両立
- (4) 男女の人権の尊重

4. 計画の期間

本計画の期間は、平成 31（2019）年度から令和 10（2028）年度の 10 年間とします。

なお、計画に掲げる施策の具体的推進策については、平成 31（2019）年度から令和 5（2023）年度までの 5 年間とし、見直しを行うこととしますが、社会・経済状況の変化や計画の進捗状況等により、必要が生じた場合は見直しを行います。

第2章 計画策定の背景

1. 男女共同参画をめぐる背景

(1) 国における取り組み

平成28年4月、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」）が10年間の時限立法として施行されました。働くことを希望する女性が、その希望に応じた働き方を実現できるよう、社会全体として取り組んでいくことが求められています。

平成27年12月には「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、その中では、以下の4つを目指すべき社会とし、その実現を通じて男女共同参画社会の形成の促進を図っていくと記されています。

- ① 男女が自らの意志に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 男性中心型労働慣行等の変更等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
- ④ 男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年施行）については、平成25年の改正で、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者についてもこの法律が適用されることになるとともに、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」と改められ、平成26年1月に施行されました。

(2) 津和野町における取り組み

本町では、平成21年9月に策定した「津和野町男女共同参画計画」に基づき、男女共同参画社会づくりに向けた制度・慣行の見直しと意識の改革、政策・方針決定過程への男女共同参画の推進、家庭・職場・地域における男女共同参画の推進、個人の尊厳の確立、国際的協調の5つの基本目標に沿って、様々な取り組みを進めてきました。

さらに、平成22年3月には、津和野町男女共同参画推進条例を策定し、男女共同参画社会の実現を目指し、その推進を図ってきました。

第3章 計画の内容

1. 計画の体系

男女共同参画社会の実現

男女共同参画意識の一層の浸透 女性の積極的な参画の推進 仕事と家庭の両立のための環境整備

基本目標

I 男女共同参画社会づくりに向けた社会制度・慣行の見直しと意識の改革

II 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

III 家庭、職場、地域における男女共同参画の推進

IV 個人の尊厳の確立

基本施策

- 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し
- 男女共同参画の視点に立った学校教育・社会教育の推進
- 男女共同参画に関する情報整備

- 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
- 女性人材の育成

- 家庭、地域における環境づくり
- 職場における環境づくり
- 地域産業における男女共同参画の推進
- 女性のチャレンジ支援策の推進
- 多様なライフスタイルに応える子育て支援策の充実
- 国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進

- 人権尊重の意識づくり
- 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 女性の妊娠、出産等、生涯を通じた健康支援

2. 重点的に取り組む事項

男女共同参画社会を実現するためには、あらゆる場所で様々な施策を展開していかなければなりません。施策によっては、長期的な取組が必要なものもあり、計画的に推進していくことが求められます。

本計画において、特に重点的に取り組むものとして次の事項を掲げ、積極的に取り組んでいきます。

1. あらゆる分野で男女共同参画について学ぶ機会を作ります。

男女共同参画の意識啓発をしていくためには、特に身近な地域での学習活動が必要です。

「男女共同参画講演会」「まちづくり出前講座」等において積極的な取組を推進します。公民館では生涯学習の主な取組の一つとして、地域の実情にあった学習機会の充実を図ります。

2. 町の政策・方針決定過程への女性の積極的参画を促します。

男女が、社会の対等な構成員として、双方の意思が社会の様々な分野に反映できるシステム作りが必要ですが、町民の半数以上が女性であるにも関わらず、政策・方針決定過程への女性の参画が極めて少ないのが現状です。

特に、町役場においては、審議会等の女性委員の選任や管理職への女性職員の登用などに率先して取り組み、町政へ女性の意見を反映させる仕組みを作るよう努めます。

3. 女性の人材育成を推進します。

女性が政策・方針決定過程に参画するためには、女性自身が意識を持ち積極的に行動できるようにならなければなりません。そのための能力開発や学習の機会の周知を行い、自己啓発の促進に努めます。

4. 男性も女性も共に、家庭（子育て・介護等）と仕事・地域活動を両立することができる環境づくりを進めます。

地域や職場には、「家事・育児・介護は女性の仕事」という性別役割分担意識が根強く残っており、女性の負担は大きく、そのことが女性の社会参画を阻む大きな要因ともなっています。

仕事と家庭生活を両立できるような環境整備を企業や団体に働きかけるとともに、子育てや介護を地域で支える機運の醸成を推進します。

5. 配偶者からの暴力防止対策を充実強化します。

男女平等の実現の妨げとなっている「配偶者からの暴力」を許さない社会を目指し、啓発活動に努めます。

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会づくりに向けた社会制度・慣行の見直しと意識の改革

【現状と課題】

「町民の意識と実態調査」の結果によると、男女の地位の平等について、「社会通念・慣習・しきたりなど」の分野では、80.0%の人が男性の方が優遇されていると感じています。平等と感じている人は17.4%、女性の方が優遇されていると感じている人は2.7%となっており、不平等感が強いことがわかります。

また、男女があらゆる分野でもっと平等になるためには、35.3%の人が「女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること」が重要と答えていることから、地域で見直しに向けた機運の醸成に向けて積極的に取り組む必要があります。さらに、性別役割分担意識は生まれ育つ環境の中で幼少期から形成されるものと考えられていることから、家庭や地域、学校における教育の役割の重要性を認識するとともに、あらゆる場面において男女共同参画を推進する教育・学習の充実と機会の提供を図る必要があります。

基本施策1：男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し

【施策の方向】男女共同参画社会づくりに向けた意識啓発活動

具体的施策	事業内容	担当主幹課
講演・研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> 町の主催による講演会や研修会を実施し、固定的な性別役割分担の見直しなど意識啓発を進めます。→数値目標Ⅰ-3 	つわの暮らし推進課
地域リーダーとの協力・連携による啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> 島根県男女共同参画サポーター等、地域リーダーと協力・連携して意識啓発活動を進めます。また、地域リーダーが主体となつて行う男女共同参画の理解に向けた啓発活動を積極的に支援します。 	つわの暮らし推進課
公民館等での学習・研修	<ul style="list-style-type: none"> 公民館等地域拠点における学習・研修活動に男女共同参画に関する講座を取り入れ、意識啓発を図ります。また、公民館等における既存の学習・研修活動を男女共同参画の視点で見直し、性別役割分担の固定化や性別による偏りにつながるものについては、見直すように働きかけます。→数値目標Ⅰ-6 	教育委員会
公民館長・職員の研修・会議	<ul style="list-style-type: none"> 公民館長や公民館職員の会議の議題や研修に男女共同参画の理解を促す内容を取り入れ、職員の意識啓発を図ります。 	教育委員会

各企業・団体と連携した意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> 町内における各種企業や団体等と連携・協力し男女共同参画に関する意識啓発事業を行ったり、各種企業や団体主催の講演や研修に男女共同参画の理解を促す内容を取り入れるよう働きかけます。 	つわの暮らし推進課 商工観光課
広報・CATV等を用いた啓発	<ul style="list-style-type: none"> 町の広報、ホームページやケーブルテレビなど、様々な媒体を通じて、男女共同参画の理解に向けた継続的な広報・啓発活動を行います。 	つわの暮らし推進課
関係運動期間中の重点的な啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> 国の男女共同参画週間（6月）、島根県の男女共同参画推進月間（6月）、社会を明るくする運動強調月間（7月）、女性に対する暴力をなくす運動期間（11月）、人権週間（12月）等を活用して、期間中に広報・啓発活動を進めます。 	つわの暮らし推進課

【施策の方向】町の制度・施策の策定・点検

具体的施策	事業内容	担当主幹課
男女共同参画に配慮した施策の策定・点検	<ul style="list-style-type: none"> 町が新に策定・実施する制度や施策については、策定に当たって男女共同参画の形成に配慮し、施策を進めます。また、現行の制度・施策についても、男女共同参画の視点で点検し、固定的な性別役割分担の助長など問題があるものについては見直しを進めます。 	関係各課

基本施策2：男女共同参画の視点に立った学校教育・社会教育の推進

【施策の方向】学校教育における男女平等教育の実施

具体的施策	事業内容	担当主幹課
児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育の促進と進路指導	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒に対して、男女共同参画の視点に立った教育が推進されるよう促します。また、進路指導において、性別による固定的な考え方にとらわれず、児童・生徒が主体的に進路選択できるような指導に努めます。 	教育委員会

【施策の方向】教職員・保護者に対する取り組み

具体的施策	事業内容	担当主幹課
教職員に対する男女共同参画研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> 町教職員に対して、男女共同参画や男女平等教育の理解につながる研修を実施するよう促します。 	教育委員会
保護者に対する取組	<ul style="list-style-type: none"> P T Aの指導者に対する研修や、P T Aでの会議において男女共同参画に関する理解を進める内容を取り入れるよう働きかけます。 	教育委員会

【施策の方向】社会教育における男女共同参画の推進

具体的施策	事業内容	担当主幹課
公民館等での学習・研修（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> 公民館等地域拠点における学習・研修活動に男女共同参画に関する講座を取り入れ、意識啓発を図ります。また、公民館等における既存の学習・研修活動を男女共同参画の視点で見直し、性別役割分担の固定化や性別による偏りにつながるものについては、見直すように働きかけます。 	教育委員会
公民館長・職員の研修・会議（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> 公民館長や公民館職員の会議の議題や研修に男女共同参画の理解を促す内容を取り入れ、職員の意識啓発を図ります。 	教育委員会

基本施策3：男女共同参画に関する情報整備

【施策の方向】男女共同参画に関する情報の収集

具体的施策	事業内容	担当主幹課
意識・実態調査の実施と結果の提供	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画に関する町民の意識・実態を把握するために調査を実施し、調査結果を公表します。 	つわの暮らし推進課
各種統計情報の収集と提供	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画に関する各種の統計情報を収集・整備し、町民に向けての迅速な提供に努めます。 	つわの暮らし推進課

【施策の方向】男女共同参画に関する情報の提供

具体的施策	事業内容	担当主幹課
男女共同参画の進捗状況の年次報告	・ 男女共同参画に関する施策の実施・進捗状況を年度ごとに取りまとめ、年次報告として公表します。	つわの暮らし推進課
男女共同参画に関する法令・制度等の周知	・ 男女共同参画に関する法令・制度等について、町民に向けての迅速な周知に努めます。	つわの暮らし推進課

基本目標Ⅱ 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

【現状と課題】

男女共同参画社会の形成のためには、男女が、社会の対等な構成員として、町行政、企業、各種団体等のあらゆる分野において方針の立案及び決定に共同して参画できる機会が確保されなければなりません。

そのため、審議会等委員や町の政策・方針決定過程の場への女性の積極的な登用を図ることや、自治会やPTAなどの地域におけるリーダーへ女性の積極的進出を図ることが必要です。

また、町の女性職員については、管理職への登用率が依然として極めて低く、引き続き女性活躍推進法の趣旨を踏まえながら登用の拡大、職域の拡大、及び能力開発を目的として職員一人ひとりの能力・適性が最大限発揮できるように努めていく必要があります。

基本施策4：政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

【施策の方向】町の審議会等委員への女性の参画推進

具体的施策	事業内容	担当主幹課
女性が積極的に参画できる体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 研修や会議の際の託児室の設置など、子育て中の女性が参画しやすい仕組みづくりに努めます。 	関係各課
審議会等の委員構成の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 町の施策や方針決定を行う各種審議会等において、積極的に女性委員の登用を図り、委員の男女比に偏りが生じないよう目標値を明らかにして取り組みます。→数値目標Ⅱ-2 	関係各課
	<ul style="list-style-type: none"> 団体等からの推薦委員については、女性委員の推薦を働きかけるとともに、公募委員枠を設けて女性自らが積極的に参画できる仕組みを整えます。 	関係各課
女性委員を含まない審議会等の解消	<ul style="list-style-type: none"> 女性の委員がない審議会等の解消を目指します。→数値目標Ⅱ-1 	関係各課
町政への女性の意見の反映の促進	<ul style="list-style-type: none"> 町政へ女性の意見を反映させるため、町政座談会等を通じて広く町民の意見を聴取するとともに、津和野町女性会議や県男女共同参画サポーターの意見が反映される取組を促進します。 	総務財政課 つわの暮らし推進課
町政への女性の関心を高める環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 婦人会・女性団体等に議会の傍聴を進めるなど、町政や議会への理解と関心を高めるための環境づくりに努めます。 	総務財政課 議会事務局

【施策の方向】女性職員登用等の促進

具体的施策	事業内容	担当主幹課
管理職への女性職員の登用	<ul style="list-style-type: none"> 町の女性職員の管理職への登用に積極的に努めます。→数値目標Ⅱ－3 	総務財政課
男女職員の職域の拡大	<ul style="list-style-type: none"> 女性管理職の登用に向けて、様々な職務が経験できるよう機会の提供に努めるとともに、職種による男女比の偏りの解消に努め、男女ともに職域の拡大を図ります。 	総務財政課
職員研修の充実と機会均等意識の普及	<ul style="list-style-type: none"> 女性管理職の登用に向けて、職員の能力開発を行うとともに、固定的な性別による職務分担意識を改めるため、女性職員や管理職向けの研修、意識啓発を充実します。また、育児休業等を取得した職員が円滑に職務復帰できる環境整備（当該職員への情報提供や職員全般への意識啓発）に取り組みます。 	総務財政課

【施策の方向】各種機関・団体・企業等への働きかけ

具体的施策	事業内容	担当主幹課
P T A、自治会、企業等への女性の登用促進	<ul style="list-style-type: none"> 広報・啓発や女性人材に関する情報提供、各種会議等あらゆる機会を通じて、P T A や自治会などの各種団体、企業等における女性の参画・登用が促進されるよう働きかけます。 	つわの暮らし推進課 総務財政課 商工観光課 教育委員会
農業・林業分野における女性の参画促進	<ul style="list-style-type: none"> 農業協同組合や森林組合の理事について、女性の参画が促進されるよう各団体へ働きかけます。 	農林課

基本施策5：女性人材の育成

【施策の方向】女性の人材育成

具体的施策	事業内容	担当主幹課
女性の社会参画促進のための情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 町内の男女共同参画や町の政策・方針決定過程への参画について女性自身が関心を高めるために、町政や議会、審議会等に関する情報の開示、公募委員の情報提供などを積極的に進めます。 	つわの暮らし推進課

女性人材育成研修等の実施	<ul style="list-style-type: none"> 女性の人材を育成する講座・研修を行うとともに、人材育成の機会に関する情報提供を積極的に進めます。また、津和野町女性会議等と連携しながら、意欲のある女性の人材育成に努めます。 	つわの暮らし推進課
女性の職業能力開発の機会についての情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 各種学校、企業、商工会、農林業関連団体等からの情報収集に努め、女性の職業能力開発や技術の取得・向上の機会に関する情報提供を積極的に進めます。 	関係各課

【施策の方向】女性ネットワークの形成促進

具体的施策	事業内容	担当主幹課
女性ネットワークの形成の促進	<ul style="list-style-type: none"> 女性の人材を育成する講座・研修を通じて女性のネットワークづくりを支援します。また、既存のグループ・団体とも協力して女性の人材育成や社会参画等に関する活動が行えるよう支援します。 	つわの暮らし推進課

基本目標Ⅲ 家庭、職場、地域における男女共同参画の推進

【現状と課題】

男女共同参画社会実現のためには、一人ひとりが自分にあった生き方を選択できる環境づくりが必要です。「町民の意識・実態調査」によると、男女とも望ましい生き方としては、「家庭生活または地域活動と仕事を同じように両立させる」ことを支持しながらも、実態としては、家事・育児・介護等の家庭的責任の大部分を女性が担っているという役割分担があることがわかります。

男女がともに仕事と家庭を両立し、地域の一員として地域活動にも携わっていくためには、男性の積極的な家庭生活への参画が大きな課題となります。

基本施策6：家庭、地域における環境づくり

【施策の方向】家庭、地域における男女共同参画の推進

具体的施策	事業内容	担当主幹課
家庭における男女共同参画の意識づくり	<ul style="list-style-type: none"> 男女の固定的役割分担意識を是正するため、広報・啓発活動を積極的に行い、家庭生活における男女共同参画を促進します。 	つわの暮らし推進課
男性の家庭参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> 家庭生活への男性の参画を促すために、男女ともに家庭参画の意識づくりをすると同時に、男性が家事や育児、介護等に参加できるよう男性向けの生活自立講座（料理・介護教室）、子育て理解講座、親子の体験活動など、学習機会の提供を行います。→数値目標Ⅲ－1 	つわの暮らし推進課 教育委員会 医療対策課
地域活動における男女共同参画推進のための環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> 男女ともに地域活動に参画しやすいよう地域での意識づくりを図るとともに、地域活動における方針決定の場に女性が参画できるよう、島根県男女共同参画サポーター等、地域リーダーと協力・連携して意識啓発活動を進めます。 地域活動における女性リーダーの育成のために、人材を育成する講座・研修を行うとともに、人材育成の機会に関する情報提供を積極的に進めます。 	つわの暮らし推進課
自主防災組織等への女性の参画推進	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織等においての方針決定の場に女性の参画を進めるとともに、町防災計画に女性の意見が反映されるよう働きか 	総務財政課

	けます。	
男女のニーズの違いを把握した防災・災害復興対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における女性相談窓口の設置など女性を支援する体制の整備について、県、防災関係機関等と協力して進めます。また、避難所において、女性職員の配置やプライバシーの確保など女性に対する必要な配慮と環境整備などについて進めます。 ・ 男女共同参画の視点に基づく防災講座の実施に努めます。 	総務財政課 医療対策課
環境対策における男女共同参画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地球環境対策や自然環境保護を進める中、環境問題への取り組みに対して、男女がともに参画できるよう促します。 	環境生活課

【施策の方向】 高齢者、障がい者が安心して暮らせる環境整備

具体的施策	事業内容	担当主幹課
高齢者等の社会参画への機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者等の持つ豊富な経験と知恵、技術が男女ともに積極的に生かせる高齢者の活躍の場の提供を行います。 	関係各課
高齢者福祉・障がい者福祉に関する相談体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女共同参画の視点で高齢者福祉や障がい者福祉に関する相談体制を充実し、相談窓口の周知を図ります。 	健康福祉課
介護の学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関と連携して、男性も女性も介護の実践力をつけることができるよう、関係機関と連携を図ります。 	医療対策課
在宅介護を地域で支えるネットワークの充実及び介護予防事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女がともに就業を継続しながら介護に取り組み易い環境をつくるため、在宅介護を地域で支えるネットワークの充実を図る啓発活動を行います。併せて、高齢者が要介護状態になることを予防するため、各種予防事業の充実を図ります。 	医療対策課
在宅介護支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護を要する高齢者を在宅介護で支えている家族の介護負担の軽減が図られるとともに、男女ともに家庭介護に取り組み易くなるよう、在宅介護サービスの充実に努めます。 	医療対策課

基本施策7：職場における環境づくり

【施策の方向】職場における男女共同参画の推進

具体的施策	事業内容	担当主幹課
雇用の平等に向けた企業への啓発	<ul style="list-style-type: none"> 雇用における男女平等が一層推進されるよう、男女雇用機会均等法、労働基準法、育児、介護休業法、女性活躍推進法等雇用に関する法律の趣旨を関係機関を通じて各企業、団体に伝え、事業主・労働者ともに法や権利の周知を図ります。 	商工観光課
企業のポジティブ・アクション※1の推進	<ul style="list-style-type: none"> 女性活躍推進のため商工会等を通じて女性労働者の能力開発と職域拡大、人材登用のためのポジティブ・アクションの理解・普及に向けた啓発活動を行います。 	商工観光課
職場のセクシュアル・ハラスメント※2防止	<ul style="list-style-type: none"> 職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止について、関係機関と連携しつつ事業主・労働者に対する情報提供や研修・啓発活動の推進を働きかけます。 	商工観光課
育児・介護休業を取得しやすく、また職場復帰しやすい環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 育児・介護を行う労働者が、安心して育児・介護休業を取得し、職場復帰できる環境整備のため、関係機関と連携して、事業主・労働者へ情報提供・啓発を行い、働きやすい環境づくりを推進します。 	商工観光課
再就職希望者への支援	<ul style="list-style-type: none"> 出産・育児等のために離職した者が、再就職を希望する場合、技術取得のための講座や資格取得試験などの情報を含めた雇用に関する情報の提供、就職相談を行い、再就職希望者に対する支援を行います。 子育て中の女性が集まりやすい場所で再就職に関する情報提供の場の充実を図ります。 	商工観光課
一般事業主行動計画※3および女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画※4策定の支援	<ul style="list-style-type: none"> 事業主が一般事業主行動計画および女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を策定するための情報提供に努めます。 	商工観光課 総務財政課 つわの暮らし推進課

※1：ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。

※2：セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）

他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動のこと。平成19年4月からの改正男女雇用機会均等法の施行によって、事業主には職場のセクシュアル・ハラスメント防止のため、雇用管理上の措置義務が課せられています。

※3：一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、従業員の仕事と子育ての両立を支援するための雇用環境の整備等について事業主が策定する計画です。公表と計画の従業員の周知について、従業員数が301人以上の企業は平成21年4月以降、101人以上300人以下の企業は平成23年4月以降義務、100人以下の企業は平成21年4月以降努力義務となっています。

※4：女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画

平成27年8月に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）に基づき、事業主としての国や地方公共団体には、女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することが一層重要となっていることに鑑み、男女の人権が尊重される豊かで活力のある社会を実現するために「特定事業主行動計画」の策定が義務づけられています。

【施策の方向】妊娠出産に関することへの配慮

具体的施策	事業内容	担当主幹課
制度等に関する情報提供	・ 関係機関と連携しつつ、事業主・労働者に対して産前・産後休暇や育児休業制度の普及と制度の周知の徹底に努めます。	商工観光課
働く女性の妊娠・出産に関する保護規定およびハラスメント防止措置の普及	・ 関係機関と連携しつつ、事業主・労働者に対して雇用機会均等法・労働基準法における妊娠・出産に関わる保護規定およびハラスメント防止措置の周知と普及を図ります。	商工観光課
母子連絡カードの普及	・ 母子健康手帳交付の際配布する母性健康管理指導事項連絡カードの普及に努めます。	健康福祉課

基本施策 8：地域産業における男女共同参画の推進

【施策の方向】 農林業分野における女性の参画の促進

具体的施策	事業内容	担当主幹課
性別役割分担意識払拭のための啓発	<ul style="list-style-type: none"> 農山村における性別による役割分担意識が強いことから、意識啓発のための学習・研修の機会を提供します。 	関係各課
「農山漁村女性の日」などの普及	<ul style="list-style-type: none"> 女性の社会参画と農山漁村女性の役割を正しく認識し、適正な評価を進め、女性の能力の発揮を促進する「農山漁村女性の日」（3月10日）などを通して普及・啓発を進めます。 	農林課
農山村における女性の参画促進と人材育成	<ul style="list-style-type: none"> 農業委員、農林団体等の役員に女性の参画を促進します。また、方針決定過程に参画するための研修機会の情報を提供します。 農山村において女性の資質向上を図り、リーダー的な役割を果たすため、人材育成の研修会等の機会を提供します。 	農林課 農業委員会
家族経営協定の締結推進	<ul style="list-style-type: none"> 家族農業経営世帯が家族経営協定の必要性について理解を深めるために、普及・啓発を行い、家族経営協定の締結を促進します。→数値目標Ⅲ－2 	農林課
女性グループに対する支援	<ul style="list-style-type: none"> 農業分野において女性営農グループを支援するとともに、起業を望む女性やグループの育成を図るため、情報提供を積極的に実施します。 	農林課 商工観光課

基本施策 9：女性のチャレンジ支援策の推進

【施策の方向】 女性活躍の推進のためのチャレンジ支援策の推進

具体的施策	事業内容	担当主幹課
女性の就業機会の拡大	<ul style="list-style-type: none"> 働く意志と能力のある女性が、そのニーズに応じた就労形態で働くことができ、さらに、その労働が正当に評価される社会実現のため、法制度の普及啓発や相談窓口の周知等、関係機関と連携しつつ環境の整備に努めます。 	商工観光課
新しい分野への男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> 女性の進出の割合が低い分野について、女性が積極的に参画できるよう、職域の拡充 	商工観光課

	等について、企業や各種団体等に対して情報提供や啓発等に努めます。	
再就職希望者への支援 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出産・育児等のために離職した者が、再就職を希望する場合、技術取得のための講座や、資格取得試験などの情報を含めた雇用に関する情報を提供するなど、再就職希望者の相談支援を行います。 ・ 子育て中の女性が集まりやすい場所で再就職に関する情報提供の場の充実を図ります。 	商工観光課
女性起業家への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関と連携して、女性起業家育成のための各種支援制度や起業家育成講座、相談窓口など、情報提供を積極的に行います。 <p>→数値目標Ⅲ－10</p>	商工観光課 農林課

基本施策 10：多様なライフスタイルに応える子育て支援策の充実

【施策の方向】子育て支援の充実

具体的施策	事業内容	担当主幹課
保育サービス等の子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な保育ニーズに対応するため、乳児保育、延長保育、一時保育、病後児保育、障がい児保育等の特別保育事業の充実を図ります。→数値目標Ⅲ－4～7 	健康福祉課
子育て支援センターの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育ての孤立化や不安の解消を図るための相談・支援を行う、子育て支援センターの充実を図ります。→数値目標Ⅲ－8 	健康福祉課
放課後児童クラブの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育てと就労の両立支援及び児童の健全育成を図るため、放課後児童クラブの充実を図ります。→数値目標Ⅲ－9 	健康福祉課
学校行事やPTA活動への男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ PTA役員や学校関係の役員を男女ともに担い、学校行事やPTA活動に積極的に参加するように呼びかけます。 	教育委員会
ひとり親家庭への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 父子・母子家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、就労相談・援助等の施策の充実に努めます。また、就学困難な児童・生徒については、就学援助、奨学金制度などの支援を行います。 	健康福祉課 教育委員会

児童虐待防止対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口の周知を図るとともに、児童虐待をはじめ要保護児童の支援に向けた取り組みを進めます。また、学校・家庭・地域の連携を図り、子どもたちの安全確保の取り組みを進めます。 	健康福祉課 教育委員会
子育て相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健診や子育て教室において子育て相談を実施し、子育ての孤立化や不安の解消を図ります。 	健康福祉課
子育てにおける男女共同参画への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 子育てにおいて、男女共同参画を推進するための意識啓発や子育て理解講座、親子の体験活動等の学習機会の提供など、子育て支援策について情報提供を行います。 	つわの暮らし推進課 健康福祉課 教育委員会

基本施策 11：国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進

【施策の方向】国際情報の提供及び学習機会の提供

具体的施策	事業内容	担当主幹課
国際情報の収集と提供	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画に関する諸外国の状況や国際的な動きについて情報の収集や提供を行います。 	つわの暮らし推進課 商工観光課
国際的規範等の学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進の基本となる国際的規範や諸外国における先進的取り組みや、女性の人権を侵害する諸問題について学習の機会を提供します。 	つわの暮らし推進課 商工観光課

【施策の方向】国際交流、国際協力の推進

具体的施策	事業内容	担当主幹課
国際交流事業への女性の積極的参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> 姉妹都市との交流事業への女性の積極的な参加を呼びかけます。 	商工観光課
国際交流・国際理解の推進	<ul style="list-style-type: none"> 異文化理解のため交流事業の実施、交流団体の育成により住民レベルの国際交流を進めます。また、町内在住の外国人が快適な生活を送れるよう情報提供や相談などの支援策を進めます。 	商工観光課

基本目標Ⅳ 個人の尊厳の確立

【現状と課題】

両性の平等は法の下に認められた基本的人権であり、個人の尊厳の確立なくしては、男女共同参画社会の実現は有り得ません。しかしながら、固定的な性別役割分担意識やそれを前提とした社会システムによって、性差別は依然として解消されておらず、女性の基本的人権は完全には保障されていないという現実があります。

特に、ドメスティック・バイオレンスやセクシャル・ハラスメントは、個人の尊厳を傷つける重大な人権侵害であり、その背景には、過去からの家父長制、固定的性別役割分担、男女の経済力格差、上下関係といった社会的構造的な問題があります。こうした問題を解決するにあたっては、制度や慣行の見直しに併せて、個々の人権に対する意識を育てることが重要です。関係機関との連携を図り、生涯にわたる人権学習に取り組むことが必要です。

基本施策 12：人権尊重の意識づくり

【施策の方向】人権尊重の基盤づくり

具体的施策	事業内容	担当主幹課
啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 人権週間等において、関係機関と連携し、人権尊重を呼びかけます。人権意識高揚のための講演会などを開催します。 	関係各課
人権学習の機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> 個人の人権を尊重する意識形成のための学校教育を推進します。また、社会の慣習等にとらわれず、生涯にわたって自分らしく生き生きと暮らしていくために、公民館等の生涯学習の場における人権教育を推進します。 	教育委員会
幼児期における人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 将来を担う子どもたちを対象に様々な場面における男女平等、命の尊さ等の指導を取り入れます。 	健康福祉課
町職員研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> 町職員自身の人権啓発と研修の充実を図ります。 	総務財政課

【施策の方向】メディアにおける女性の人権の尊重

具体的施策	事業内容	担当主幹課
メディアにおける人権尊重のための啓発	<ul style="list-style-type: none"> メディアからもたらされる情報を男女共同参画と女性の人権尊重の視点で主体的に読み解いていく能力を高めるため、様々な学習機会を通して意識啓発に努めます。 	つわの暮らし推進課 教育委員会

公的刊行物における性にとらわれない表現の促進	<ul style="list-style-type: none"> 町の広報・刊行物等において、固定的な性別役割分担意識に基づいた表現や性差別など男女の不平等を助長する表現の有無を点検し、作成します。また、各種団体等が発行する広報等についても、同様に働きかけます。 	つわの暮らし推進課 その他関係課
------------------------	--	---------------------

基本施策 13：女性に対するあらゆる暴力の根絶

【施策の方向】女性に対するあらゆる暴力の根絶

具体的施策	事業内容	担当主幹課
女性に対する暴力根絶等のための意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ドメスティック・バイオレンス（DV）※1、性犯罪、売買春など女性に対する暴力根絶に向け、研修会・講座・広報等を通じ意識啓発を積極的に行います。 セクシュアル・ハラスメントは、個人の人権を侵害する行為であるとの認識の徹底を図ります。また、職場や地域社会でのセクシュアル・ハラスメントの防止のため、研修会・講座・広報等を通じ、正しい認識の普及に努めます。 	つわの暮らし推進課 総務財政課
相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 女性相談センター等の関係機関と連携して、一時保護等被害者の立場に立った対応が迅速にできるよう、相談窓口の整備を図ります。また、性犯罪被害者への対応やDV被害者等の健康支援や住民票・国民健康保険証の適切な取扱い、住環境の整備、子どもの就学等について総合的に支援するため、庁内の連絡体制を整備します。 	税務住民課 健康福祉課 建設課 教育委員会
DV等暴力防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 町職員や学校教職員等を対象としたDV対策やセクシュアル・ハラスメントに関する正しい理解や認識を図るための研修会を年1回実施します。 	総務財政課 教育委員会

※1：ドメスティック・バイオレンス（DV）

夫婦や恋人など親密な関係にある一方が、他方から身体的・精神的・性的な暴力を受けることをいいます。

基本施策 14：女性の妊娠、出産等、生涯を通じた健康支援

【施策の方向】生涯を通じた健康づくり

具体的施策	事業内容	担当主幹課
生涯を通じた健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 全ての女性が安心して妊娠や出産の時期を過ごすため、総合的な母子保健対策を推進するとともに、あらゆる年代を通じて女性の身体的・精神的な健康上の問題に対処するための情報提供や相談体制の充実を図ります。 	健康福祉課
働く女性の妊娠・出産の保護の意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> 企業や団体等職場において、働く女性の妊娠・出産に関する保護と不利益取扱いの禁止の意識の醸成に努めます。 	商工観光課 健康福祉課
各種健康診断・保険事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> 生涯にわたり健康で暮らせるよう、各種健康診断の充実、健康教育等を積極的に行い、健康長寿への取組を推進します。 	健康福祉課

【施策の方向】性と生殖に関する健康と権利の意識の浸透

具体的施策	事業内容	担当主幹課
性と生殖に関する健康と権利の意識の浸透	<ul style="list-style-type: none"> 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）※2に関する意識の社会への浸透を図るため、情報を提供し、意識啓発に努めます。 	健康福祉課
学校教育における性に関する教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> H I Vや性感染症は、生涯を通じた健康を脅かすことから、性と生殖に関する正しい知識の普及啓発に向けた教育・指導の充実を図ります。 	教育委員会
成人の性に関する学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> 成人男女を対象に、人権尊重・男女平等の精神に基づいた性に関する正しい理解を深め、性の尊さや人権との関わりについて学習する機会の充実を図ります。 	健康福祉課

※2：リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

1994（平成16）年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、個人、特に女性の自己決定権を保障する考え方です。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

第4章 計画の推進

1. 庁内推進体制の充実

男女共同参画社会を実現するためには、全庁的な取り組みによる確実な実行が不可欠です。そのために、「津和野町男女共同参画推進庁内会議」において情報の共有と連携を図り、諸施策の総合的・効果的な推進を図ります。また、施策の推進にあたっては、町職員一人ひとりがこの問題について認識を深めるため、職員研修などによる啓発を図り、庁内から町内への運動を進めていきます。

2. 関係機関、民間団体との連携

町内各種団体と相互の連携を図り推進します。また、国、県や近隣市町村と情報を交換し、連携を図ります。また、企業への協力促進も併せて実施します。

3. 計画の進行管理

計画の達成に向けて、関係各課が連携して諸施策の推進に努め、計画の実施状況を年次でまとめ、評価を行います。

4. 町民への期待

男女共同参画社会の形成に向けた広報・啓発などを通して、町民一人ひとりが男女共同参画社会の意義を理解し、その実現に向けてあらゆる分野で積極的に行動されることを期待します。

5. 数値目標

施策番号	項目	現状値 H30(2018)	目標値 R5(2023)	担当主管課	
I	1	固定的性別役割分担意識に否定的な人の割合	79.2%	85%	つわの暮らし推進課
	2	社会全体における男女の地位の平等感	14.6%	35%	つわの暮らし推進課
	3	男女共同参画に関する学習会又は講演会開催数	1回	2回	つわの暮らし推進課
	4	年間に実施する出前講座の回数	0回	4回	つわの暮らし推進課
	5	男女共同参画社会基本法の概要を知っている町民の割合	24.6%	70%	つわの暮らし推進課
	6	男女共同参画講座を開催した公民館の割合	9.0%	100%	教育委員会
II	1	女性委員のいない審議会等の数	5	0	関係各課
	2	審議会等における女性委員の割合	24.2%	40%	関係各課
	3	町の女性職員の管理職の数(うち、一般行政職)	1人 (1人)	3人以上 (1人以上)	総務財政課
	4	町の男性職員の育児休業取得者の割合	0.0%	10%	総務財政課
III	1	男性の生活自立講座開催数(家事・介護教室等)	7回	11回	教育委員会 医療対策課
	2	家族経営協定農家数	9協定	9協定	農林課
	3	女性の認定農業者数	0人	1人以上	農林課
	4	通常保育を実施している施設の割合	100%	100%	健康福祉課
	5	乳児保育を実施している施設の割合	100%	100%	健康福祉課
	6	延長保育を実施している施設の割合	100%	100%	健康福祉課
	7	一時保育を実施している施設の割合	100%	100%	健康福祉課
	8	子育て支援センターの箇所数	2箇所	2箇所	健康福祉課
	9	放課後児童クラブ数	5箇所	5箇所	健康福祉課
	10	女性の起業家・グループ数	7	10	商工観光課 農林課
IV	1	授業で人権の視点から男女共同参画の内容を取り上げた学校の割合	83.3%	100%	教育委員会
	2	教職員研修で人権課題「女性」を取り上げた学校の割合	83.3%	100%	教育委員会
	3	町職員に対する男女共同参画に関する研修実施回数	1回	1回	総務財政課
	4	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の概要を知っている町民の割合	26.2%	70%	つわの暮らし推進課
	5	乳がん検診の受診率	13.4% (H29)	30%	健康福祉課
	6	子宮がん検診の受診率	9.6% (H29)	30%	健康福祉課

資料編

1. 津和野町男女共同参画計画策定委員会委員名簿

氏 名	所属機関・団体名等	備 考
大 内 康 子	島根県男女共同参画サポーター	
大 羽 ミヤ子	島根県男女共同参画サポーター	
西 蔭 千恵美	島根県男女共同参画サポーター	
清 水 留美子	島根県男女共同参画サポーター	
河 野 君 江	島根県男女共同参画サポーター	
中 村 俊 子	津和野町連合婦人会長	
有 福 壽 美	津和野町老人クラブ連合会会長	
安 見 隆 義	人権擁護委員	
中 島 正 一	津和野中央公民館長	
小 松 洋 司	日原中央公民館長	

2. 津和野町男女共同参画計画推進庁内会議

職 名	氏 名	備 考
副町長	島 田 賢 司	
会計管理者	青 木 早知枝	
総務財政課長	岩 本 要 二	幹事
税務住民課	山 本 慎 吾	
つわの暮らし推進課長	内 藤 雅 義	幹事長
健康福祉課長	土 井 泰 一	幹事
医療対策課	下 森 定	
商工観光課長	藤 山 宏	
農林課長	久 保 睦 夫	
建設課長	木 村 厚 雄	
環境生活課長	益 井 仁 志	
教育次長	渡 邊 寛 夫	幹事
教育次長	齋 藤 道 夫	
議会事務局長	福 田 浩 文	

3. 津和野町男女共同参画計画策定委員会事務局

所 属	職 名	氏 名
つわの暮らし推進課	課 長	内 藤 雅 義
つわの暮らし推進課	課長補佐	中 岡 真 一
つわの暮らし推進課	係 長	須 川 寿賀子

4. 津和野町男女共同参画計画策定経過

実施日		会 議	内 容
平成 30 年	5月10日	島根県男女共同参画サポーター会	計画策定について
	8月7日	推進庁内会議委員へ施策・事業内容について検討依頼	
	9月11日	島根県男女共同参画サポーター会	施策・事業内容について 住民意向調査について
	10月22日	住民意識調査票を町民 1,000 人に送付	
平成 31 年	1月10日	島根県男女共同参画サポーター会	住民意向調査の結果について
	1月11日	推進庁内会議委員へ数値目標について検討依頼	
	2月21日	策定委員、しまね女性センターへ最終計画案について検討依頼	
	3月7日	策定委員会	最終計画案について

5. 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号
改正 平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号
同 11 月 12 月 22 日同第 16 号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本施策(第13条—第20条)

第3章 男女共同参画会議(第21条—第28条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勧案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勧案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意

見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則(平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日 = 平成13年1月6日)

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月23日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

男女共同参画社会基本法案に対する附帯決議

平成11年5月21日 参議院総務委員会

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 政策等の立案及び決定への共同参画は、男女共同参画社会の形成に当たり不可欠のものであることにかんがみ、その実態を踏まえ、国及び地方公共団体において、積極的改善措置の積極的活用も図ることにより、その着実な進展を図ること。

一 家庭生活における活動と他の活動の両立については、ILO第156号条約の趣旨に沿い、家庭生活と職業生活の両立

の重要性に留意しつつ、両立のための環境整備を早急に進めるとともに、特に、子の養育、家族の介護については、社会も共に担うという認識に立って、その社会的支援の充実強化を図ること。

- 一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に当たっては、現行の法制度についても広範にわたり検討を加えるとともに、施策の実施に必要な法制上又は財政上の措置を適宜適切に講ずること。
- 一 女性に対する暴力の根絶が女性の人権の確立にとって欠くことができないものであることにかんがみ、あらゆる形態の女性に対する暴力の根絶に向けて積極的に取り組むこと。
- 一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進については、男女共同参画会議の調査及び監視機能が十全に発揮されるよう、民間からの人材の登用を含め、体制を充実させること。
- 一 本法の基本理念に対する国民の理解を深めるために、教育活動及び広報活動等の措置を積極的に講ずること。
- 一 各事業者が、基本理念にのっとり、男女共同参画社会を形成する責務を自覚するよう適切な指導を行うこと。
- 一 苦情の処理及び人権が侵害された場合における被害者救済のための措置については、オンブズパーソンの機能を含めて検討し、苦情処理及び被害者救済の実効性を確保できる制度とすること。
- 一 男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、女子差別撤廃条約その他我が国が締結している国際約束を誠実に履行するため必要な措置を講ずるとともに、男女共同参画の視点に立った国際協力の一層の推進に努めること。

右決議する。

男女共同参画社会基本法案に対する附帯決議

平成11年6月11日 衆議院内閣委員会

政府は、本法施行に当たり、次の事項に配慮すべきである。

- 一 家庭生活における活動と他の活動の両立については、ILO第156号条約の趣旨に沿い、両立のための環境整備を早急に進めるとともに、特に、子の養育、家族の介護については、社会も共に責任を担うという認識に立って、その社会的支援の充実強化を図ること。
- 一 女性に対する暴力の根絶が女性の人権の確立にとって欠くことができないものであることにかんがみ、あらゆる形態の女性に対する暴力の根絶に向けて積極的に取り組むこと。
- 一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に当たっては、性別によるあらゆる差別をなくすよう、現行の諸制度についても検討を加えるとともに、施策の実施に必要な法政上又は財政上の措置を適切に講ずること。

- 一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進に当たっては、その施策の推進体制における調査及び監視機能が十分に発揮されるよう、民間からの人材の登用を含め、その体制の整備の強化を図ること。

- 一 各事業者が、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与する責務を有することを自覚して、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図るよう、適切な指導を行うこと。

- 一 男女共同参画社会の形成には、男女の人権の尊重が欠かせないことにかんがみ、苦情の処理及び被害者の救済が十分図られるよう、実効性のある制度の確立に努めること。

6. 津和野町男女共同参画推進条例

平成 22 年 3 月 31 日

津和野町条例第 9 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)

第 2 章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等(第 7 条・第 8 条)

第 3 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第 9 条—第 20 条)

第 4 章 津和野町男女共同参画推進委員会(第 21 条・第 22 条)

第 5 章 雑則(第 23 条)

個人の尊重と法の下での平等は、日本国憲法にうたわれており、男女は、すべて人として平等であって、個人として尊重されなければならない。男女平等の実現に向けた取り組みは、国際連合における国際的な合意に基づき、展開されてきた。

津和野町においても、国際社会や国、県の動向を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けて取り組みを進めてきた。しかしながら、社会のあらゆる分野において、性別による固定的かつ差別的な役割分担意識やそれに基づく社会通念、慣習、しきたりが強く残っており、とりわけ、職場、家庭、地域社会においては、男女平等が充分には実現されていない状況にある。

一方、少子高齢化の一段の進行をはじめとする社会経済情勢の急速な変化など、わたくしちをとりまく社会が大きな転換期を迎えている。

このような状況の中、豊かで活力のある津和野町を築くためには、地域の特性に配慮しつつ様々な取り組みを一層進めることにより、男女の人権が平等に尊重され、男女が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮し、責任を分かち合いながら多様な生き方を選択できる社会を実現することが、緊要な課題である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、町、町民及び事業者が相互に連携協力してその取り組みを推進するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、町の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が社会の対等な構成員として、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる機会が確保され、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を担うことをいう。

- 2 この条例において「積極的改善措置」とは、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- 3 この条例において「事業者」とは、町内において、公的機関、民間を問わず、又は営利、非営利を問わず事業を行うものをいう。
- 4 この条例において「セクシュアル・ハラスメント」とは、性的な言動により相手方を不快にさせ、その者の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。
- 5 この条例において「ドメスティック・バイオレンス」とは、配偶者(事実上の婚姻関係にある者及び過去にこれらの関係にあった者を含む。)に対して身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。

(基本理念)

第3条 本町における男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別を受けることなく平等に扱われること、男女が個人として能力を発揮する機会が平等に確保されること、男女間における暴力的行為(身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。以下同じ。)が根絶されること、男女の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることその他の男女の人権が尊重されることを基本として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進は、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことがないよう配慮され、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択することができることを基本として、行われなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野において政策方針の決定、計画の立案等に男女が共同して参画する機会が確保されることを基本として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、育児、介護等について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを基本として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、国際社会における取り組みと密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に規定する基本理念(以下、「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 町は、社会のあらゆる分野における活動に対等に参画する機会に関し、男女間に格差が生じていると認めるときは、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 町は、男女共同参画の推進に当たり、町民、事業者、国及び県と相互に連携及び協力して取り組むものとする。
- 4 町は、町民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供、助言その他必要な措置を講ずるものとする。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念についての理解を深め、家庭・職場・地域社会・学校その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に積極的に努めなければならない。

- 2 町民は、基本理念についての理解を深め、男女の性別による固定的役割分担意識に基づく制度や慣行を見直すように努めなければならない。

- 3 町民は、基本理念についての理解を深め、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、基本理念についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に積極的に努めなければならない。

- 2 事業者は、基本理念についての理解を深め、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、職場における活動と家庭生活における活動、その他の活動とを両立して行うことができる職場環境にするように努めなければならない。

- 3 事業者は、基本理念についての理解を深め、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第 2 章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等

(性別による権利侵害の禁止)

第 7 条 何人も、社会のあらゆる場において、男女共同参画を阻害する次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 性別による差別的取り扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント
- (3) ドメスティック・バイオレンスその他性別に起因する暴力的行為

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第 8 条 何人も、情報を公衆に表示するに当たっては、前条各号に掲げる行為を助長させ、又は連想させる表現及び過度の性的な表現を用いないよう配慮しなければならない。

第 3 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第 9 条 町は、男女共同参画社会基本法(平成 11 年法律第 78 号)第 14 条第 3 項の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 前項の男女共同参画計画の策定に当たっては、広く町民の意見を反映できるよう努めるとともに、第 21 条の津和野町男女共同参画推進委員会の意見を聴かななければならない。

- 3 前項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の実施等にあたっての配慮)

第 10 条 町は、その実施する施策の全般にわたり、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(広報活動等)

第 11 条 町は、基本理念に関する町民及び事業者の理解を深めるため、広報活動その他適切な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画の推進に関する教育等)

第 12 条 町は、学校教育及び社会教育並びに保育所保育を通じて、人権尊重を基盤とした個人の尊厳、男女平等及び男女相互の理解と協力についての意識が育つよう必要な施策の策定及び実施に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第 13 条 町は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(町民及び事業者への支援)

第 14 条 町は、町民及び事業者の男女共同参画の推進に関する取組を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(附属機関の委員の構成)

第 15 条 町長その他の執行機関は、附属機関として設置する審議会等の委員を任命し、又は委嘱するときは、男女いずれかの一方の委員の数が委員の総数の 10 分の 4 未満とならないよう努めなければならない。

(町職員における女性職員の登用等)

第 16 条 町は、女性職員の積極的な職域拡大、管理職等への登用及び能力開発に努めるものとする。

(苦情への対応)

第 17 条 町長は、町が実施する男女共同参画施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、町民又は事業者から苦情の申し出を受けた場合には、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。
2 町長は、必要があると認めるときは、前項の苦情の処理に当たり、第 21 条の津和野町男女共同参画推進委員会の意見を聴くものとする。

(ドメスティック・バイオレンス等への対応)

第 18 条 町長は、ドメスティック・バイオレンスその他の男女共同参画の推進を阻害する要因に関する町民からの相談に対応するため、関係機関と連携して、必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第 19 条 町は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

(年次報告)

第 20 条 町長は、施策の総合的な推進に資するため、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況をとりまとめ、公表するものとする。

第 4 章 津和野町男女共同参画推進委員会

(設置及び所掌事務)

第 21 条 男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項並びに町長が必要と認める事項について

て調査審議を行うため、津和野町男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 町が実施する男女共同参画施策の実施状況について意見を述べること。
- (2) 第9条第2項及び第17条第2項の規定によりその権限に属された事務に関すること。
- (3) 男女共同参画計画の推進に関すること。

(組織)

第22条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満としないものとする。

3 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 島根県男女共同参画サポーター
- (3) 公募に応じた者
- (4) その他町長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任を妨げない。

6 委員会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

7 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

9 前各号に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

7. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成27年法律第64号

目次

- 第1章 総則(第1条—第4条)
- 第2章 基本方針等(第5条・第6条)
- 第3章 事業主行動計画等
 - 第1節 事業主行動計画策定指針(第7条)
 - 第2節 一般事業主行動計画(第8条—第14条)
 - 第3節 特定事業主行動計画(第15条)
 - 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表(第16条・第17条)
- 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第18条—第25条)
- 第5章 雑則(第26条—第28条)
- 第6章 罰則(第29条—第34条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等に

より、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第5条第1項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表

しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であつて、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定め

られた目標を達成するよう努めなければならない。

- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が 300 人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が 300 人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に

適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第13条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第14条 国は、第8条第1項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。
- 2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

- 第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
 - 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
 - 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第25条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第29条 第12条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 第18条第4項の規定に違反した者
- 二 第24条の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- 一 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条第2項の規定に違反した者
- 二 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第12条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を

科する。

第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を除く。)及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第18条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第24条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成29年3月31日法律第14号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第1条中雇用保険法第64条の次に1条を加える改正規定及び附則第35条の規定 公布の日

二・三 略

四 第2条中雇用保険法第10条の4第2項、第58条第1項、第60条の2第4項、第76条第2項及び第79条の2並びに附則第11条の2第1項の改正規定並びに同条第3項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第4条の規定並びに第7条中育児・介護休業法第53条第5項及び第6項並びに第64条の改正規定並びに附則第5条から第8条まで及び第10条の規定、附則第13条中国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第10条第10項第五号の改正規定、附則第14条第2項及び第17条の規定、附則第18条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第19条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第38条第3項の改正規定(「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める部分に限る。)、附則第20条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)第30条第1項の表第4条第8項の項、第32条の11から第32条の15まで、第32条の16第1項及び第51

条の項及び第48条の3及び第48条の4第1項の項の改正規定、附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成30年1月1日

(罰則に関する経過措置)

第34条 この法律(附則第1条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第35条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

8. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年法律第31号

目次

前文

第1章 総則(第1条・第2条)

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等(第2条の2・第2条の3)

第2章 配偶者暴力相談支援センター等(第3条—第5条)

第3章 被害者の保護(第6条—第9条の2)

第4章 保護命令(第10条—第22条)

第5章 雑則(第23条—第28条)

第5章の2 補則(第28条の2)

第6章 罰則(第29条・第30条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含

むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相

談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五号及び第八号の3において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第6 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかると認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
 - 3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
 - 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかると認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあつては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から

引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞しゆう 恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第12条第1項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならな

いことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知られないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大いだと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同

項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治41年法律第53号)第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第12条第1項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命

ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第10条第1項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第10条第1項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

- 第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第一号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第6項の規定は、第10条第1項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
 - 3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第二号の規定による命令の再度の申立て)

- 第18条 第10条第1項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

- 第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあるは、

保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第3条第3項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者(第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第二号、第12条第1項第一号から第四号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令(前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、1年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項(第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第7条、第9条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第四号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成16年6月2日法律第64号)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第10条第1項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があつた場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成19年7月11日法律第113号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成25年7月3日法律第72号）抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附 則（平成26年4月23日法律第28号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年10月1日

第2次津和野町男女共同参画計画

平成31年3月

発行 津和野町 つわの暮らし推進課

〒699-5292

島根県鹿足郡津和野町日原 54 番地 25

TEL 0856-74-0092 / FAX 0856-74-0002